

河内長野市の学校における食育及び中学校給食調査検討委員会設置規程をここに公布する。

平成21年 6月 29日

河内長野市教育委員会教育委員長

河内長野市教育委員会規程第5号

河内長野市の学校における食育及び中学校給食調査検討委員会設置規程

(設置)

第1条 河内長野市の小・中学校における食育に関する事項及び中学校給食のあり方について審議するため、河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に河内長野市の学校における食育及び中学校給食調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小・中学校における食育に関する事項及び中学校給食のあり方について調査並びに検討を行い、教育委員会に提言をするものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内で組織し、その委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 河内長野市立小学校校長及び中学校校長
- (2) 河内長野市立小学校教諭及び中学校教諭
- (3) 河内長野市立小学校PTA代表及び中学校PTA代表
- (4) 学識経験者
- (5) 各種団体代表

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の教育委員会に提言を行うまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育室学校教育課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行後最初に行われる委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員長が行う。